

建設長崎 大運動会 中止のお知らせ

今年はコロナウイルス感染拡大防止のため中止することとなりました。

建設長崎

September
No.675

2021年 9 月15日

1 部20円 組合員の購読料は組合費に含ます
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹



▲要請書の説明をする田上委員長

大久保市長はあいさつの中で「地元経済をそれから地元の技能者の皆さんの向上を目指していくというこ

の趣旨を説明。

始めに北村会長から大久保市長へ要請書を手渡したのち、田上委員長が要請書の趣旨を説明。

また、「住宅リフォームで

は諫早市単独で例えばバリ

二日工事という試みとしており、皆さんをお支えできるように取り組んでいる」

とで、諫早市の公共工事の発注についてもできる限り市内の業者の皆さんを優先して配慮したい。賃金に

アフリーを進めていたりしており、引き続き助成制度をさせていただこうと考えている。折角県央という交通の要衝で地の利がいいが、人口が減っている状況、都市計画の見直し、或いは市街化調整区域の線引きの撤廃に果敢にチャレンジして様々な支援策なども財源を見ながら、しっかりと政策を打っていききたいと思っ

ている」と述べられました。

意見交換では、高谷元協会副会長が諫早市の調整区

域の件に触れ、「非常に難しい話だが全廃し、周囲の田舎を助けて人口を増やさない、または賑わわない。それを市長さんをお願いしたい」と要望。これに対し大久保市長は「調整区域の関係は公約でハードルが高いのはわかっているが、郷土を盛り上げるためには前提条件として必要だろうと思っ

と述べられました。

その他、意見交換を行い、

終了しました。

と述べられました。

各支部【前期】拡大目標 (名)			
支部名	目標数	支部名	目標数
中央	14	島原	20
大浦	9	佐世保中央	14
市南	10	佐世保東	20
東長崎	13	佐世保北	12
浦上西	23	北松	10
浦上東	9	平戸	7
西彼	22	五島	2
諫早	24	合計	225
大村	16		

お願い致します。

長く続くコロナウイルス感染症の影響で組合活動には多くの制限が掛かってきますが組合員・主婦のみなさまの現場等での「ひと声運動」など新生活様式に合わせた取り組みで組合未加入仲間の紹介をお願い致します。

「数は力」、仲間を増やして影響力を高めることで要求実現に繋げ、長建国保や共済など組合運動や事業も充実・発展していきます。

組合では、年間拡大目標達成に向けて前期と後期に分けて取り組みます。前期期間を六月から十一月までの六ヶ月間とし二二五名の目標に設定しました。支部ごとの拡大目標もそれぞれ設定していますので取り組みをお願いします。

建設長崎第七六回定期大会で、年間の拡大目標を四五〇名に設定し取り組みことが決定されました。

前期拡大目標設定

建設長崎第七六回定期大会で、年間の拡大目標を四五〇名に設定し取り組みことが決定されました。

年間拡大目標四五〇名

令和二年度は、加入者数が四八〇名、脱退者数が四七七名となり、二十三名の純増となりました。平成二十七年年度から六年連続で年間実増を達成しています。

六年連続純増

令和3年度 組織拡大の取り組み

中小建設業者への工事発注・住宅リフォーム助成を要請 最低制限価格の引き上げと地元業者の更なる活用を！

県央振興局長要請

「工事量の安定による処遇改善と

最低制限価格の更なる引き上げを」

八月三十日(月)午前十時三十分から、県央振興局長に對し、「中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善」として要望書を提出しました。

県央振興局から山下局長他三名、組合・協会から田上委員長、北村会長他八名が出席。

始めに局長室において、北村会長から山下局長へ要請書を手渡しました。田上委員長が要望主旨について説明後、場所を入札室に移し、建設部長から要請事項に対する回答をいただきました。

て適正な工期の確保にも努めていこうと考えている」

②設計労務単価に見合う賃金の支払いについては、「直接労務の賃金、支払われる給料に関わるので、非常に切実な要望であると思うが、個別に取り組んでいくというよりも県全体で考えていくべき」という項目であるが、単価に見合う賃金の引き上げや最低制限価格の引き上げ、単価の割増など、また改めて本庁で意見交換されることにご要望していた

諫早市長要請

「地元業者の受注機会の拡大と
住宅リフォーム事業助成の継続を」

県央振興局長要請に引き続き、午前十一時二十五分

から、場所を諫早市役所に移し「中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善」について要望書を提出しました。市側からは大久保市長他四名、組合・協会からは田上委員長、北村会長他五名が出席。

始めに北村会長から大久保市長へ要請書を手渡したのち、田上委員長が要請書の趣旨を説明。

各支部【前期】拡大目標 (名)			
支部名	目標数	支部名	目標数
中央	14	島原	20
大浦	9	佐世保中央	14
市南	10	佐世保東	20
東長崎	13	佐世保北	12
浦上西	23	北松	10
浦上東	9	平戸	7
西彼	22	五島	2
諫早	24	合計	225
大村	16		



▲諫早市長へ要請書を手渡す北村会長

中央支部				大浦支部				市南支部				東長崎支部			
支部長	本多 常秋	支部長	北村 五男	支部長	小宮 清治	支部長	里 澄宏	支部長	山下 洋二	支部長	小泉 雄義	支部長	山 篤司	支部長	尾上 正範
副支部長	馬渡 鉄洋	副支部長	古里 一紀	副支部長	島田 時治	副支部長	森 政一	副支部長	山下 洋二	副支部長	中島 善明	副支部長	山 篤司	副支部長	本村美喜男
書記長	西村 忠光	書記長	宮副 辰則	書記長	寺田 郁美	書記長	一ノ瀬 崇	書記長	山崎 昌晴	書記長	松浦 優紀	書記長	松田 隆人	書記長	若杉 孝雄
担当	徳永 輝斗	担当	古井 宏樹	担当	古井 宏樹	担当	松浦 優紀	担当	松浦 優紀	担当	松浦 優紀	担当	松田 隆人	担当	若杉 孝雄

令和3年度

各支部大会…感染予防

コロナ禍により

全支部書面決議

建設長崎第七十六回定期大会を受け、各支部は支部大会の日程を組み、八月十九日の大村支部をスタートに九月十日の平戸支部まで予定していました。

しかしながら、新型コロナウイルス第五波の感染拡大を受けて、首都圏などで四回目の緊急事態宣言が出されました。長崎県においても蔓延防止措置が図られるなど、更なる対策が求められる時期と重なり、各支部とも書面での開催決議を行う事となりました。

各支部議案は一定の組合員に配布し、経過報告・決算報告、運動方針案・予算案の提案、ならびに新役員について決定を行いました。

浦上西支部

西彼支部

大村支部

佐世保中央支部

浦上東支部

諫早支部

島原支部

佐世保東支部

北松支部

佐世保北支部

平戸支部

厚生労働省・保険局要請

命と健康を守る大切な制度

全国組織であり、建設長崎の上部組織でもある「全建総連」は、七月二十八日

に二〇二三年度予算編成に向けて作業を進めている各

省庁（厚生労働省、国土交通省、林野庁、財務省、国税庁等）に対し、コロナ禍で厳しい状況が続く全国の仲間の実情を訴え、仕事とくらし、建設国保の健全運営のための予算計上を訴えました。

厚労省・保健局へは、全建総連佐藤副委員長を団長に二十名が参加、保健局からは森田保険局長ほか三名

が対応、現行補助水準の確保などについて要請を行いました。

コロナ禍の中で、取り組み集中投函期間を迎えたハガキ要請行動について、保健局長から「手書きで沢山の方から頂いていて、文面には『建設国保は、命と健康を守る大切な制度』との思いが書かれている。重く受け止めます」と述べ、「建

設国保がこれまで果たしてきた役割や機能を十分に発揮できるよう今後も支援していきたい。」「安定運営を継続できるように」とした考えを示しました。

そのほかにも、賃金実態やウッドショック、コロナ禍による受注減の影響等について、双方の理解を深めました。

（全建総連三四五号より一部転載）

夏のハガキ要請行動

組織2.5倍超・目標達成

ご協力ありがとうございました

長建国保の現行補助水準を維持するため、厚生労働省に対する、夏の「ハガキ要請行動」を令和三年五月二十四日から七月十六日まで、組織数の二・五倍を目

標に取り組みました。

十五支部すべての支部が、算決定前の十月・十一月に、

目標達成となり組織数の二・五倍を超える一万六七九八枚の「要請ハガキ」を全建総連の全国の仲間と共に取り組みます。組合員・ご家族皆様の再度のご協力をお願いします。取り組みの詳細は十月号に掲載予定です。

はがき集約状況（支部別）					
支部名	組織数（人）	目標（枚数）	集約数（枚数）	集約率（％）	
中 央	390	980	980	100.0	
大 浦	235	590	590	100.0	
市 南	307	770	770	100.0	
東 長 崎	429	1,080	1,080	100.0	
浦 上 西	639	1,600	1,600	100.0	
浦 上 東	258	650	650	100.0	
西 彼 早	593	1,490	1,490	100.0	
諫 早	766	1,920	2,128	110.8	
大 村	416	1,040	1,040	100.0	
島 原	468	1,170	1,170	100.0	
佐世保中央	466	1,170	1,170	100.0	
佐世保東	585	1,470	1,470	100.0	
佐世保北	424	1,060	1,300	122.6	
北 松	323	810	810	100.0	
平 戸	217	550	550	100.0	
合 計	6,516	16,350	16,798	102.7	

※4月末組織数を元に目標を設定



建設労働者職人・原爆殉難者慰霊祭が、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、昨年に引き続き感染症予防対策、参加者の大幅な制限を行い、長崎市原爆公園内の「不戦平和の塔」前で執り行われました。

原爆が投下された午前一時〇二分、参列者全員で原爆の犠牲者に対して黙祷を捧げた後、全建総連の中西中央執行委員長、広島建労の岩田執行委員長、建設長崎の田上執行委員長がそれぞれ献花を行いました。

続いて、建設長崎の馬場主婦会長が長崎県下一五支部と全国各地より集められた名水を献水。折鶴献納で

は、全国青協の中野副議長が三四県連組合から平和への祈りを込めて贈られた折鶴、一一九、九五〇羽を参加者を代表して行いました。慰霊の言葉では、全建総連の中西中央執行委員長は「核兵器の開発や実験、保有など全面的に禁じる核兵器禁止条約が本年一月に発効され、国際条約により核兵器の廃絶に向けた明確な

意思が世界中に表明されました。しかし、日本は未だにこの条約を批准しておらず、唯一の被爆国として核兵器のない世界を実現するためにもこの条約を批准するべきであり、私たち全建総連の仲間、全ての人類が平和で戦争のない社会を築くため運動を進めていきます」と述べられました。

被爆七十六年 原爆殉難者慰霊祭

核兵器廃絶と原爆犠牲者の冥福を祈る

全国から寄せられた折鶴12万羽と名水を献納



慰霊のことばを述べる田上委員長



最後に、参列者一人一人が白菊の献花を行い平和への願いとともに、原爆そして戦争で亡くなられた方々の御霊に対し冥福を祈りました。

最後に、参列者一人一人が白菊の献花を行い平和への願いとともに、原爆そして戦争で亡くなられた方々の御霊に対し冥福を祈りました。

最後に、参列者一人一人が白菊の献花を行い平和への願いとともに、原爆そして戦争で亡くなられた方々の御霊に対し冥福を祈りました。

浦上川万灯流しとして、原爆犠牲者をしのぶ『浦上川万灯流し』に、原爆殉難者慰霊奉賛会や城山連合自治会等と協賛して取り組みました。

今年にはコロナ感染拡大防止対策のため、万灯を川に流さず、浦上川の川岸に並べ犠牲者を弔いました。

城山地区の子どもらが平和への願いを込めたメッセージや絵を描いた万灯、約四〇〇個が並べられました。川沿いを訪れた多くの人たちは、優しく照らすうそくの明かりに、原爆殉難者への慰霊と平和への祈りを捧げていました。



浦上川万灯流し

コロナ禍での76年目の原爆の日

講習会のご案内

※講習会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら実施します。今後の感染状況を注視しながら、国・自治体の対処方針に従い対応（開催の有無）していきます。

① 木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日程	会場	受講料
長崎	令和3年11月13日(土)～14日(日) 午前9時00分～午後5時00分 (受付開始：午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には2,000円の助成あり)

満21歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根若しくは外壁下地の取り付け作業に3年以上従事した経験を有する者

【定員】30名（なお、受講者が15名未満の場合は中止する場合があります）

【受付方法】支部にて随時受付。①受講申請書（実務経験欄の証明が必要）②証明写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）③運転免許証など本人確認ができる証明書の写④受講料を持参し、各支部事務所に提出。学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、提出をお願いします。

【申込期限】令和3年11月4日(木)

※注意！『個人事業主や法人の代表者、一人親方の実務経験の証明について』実務経験の証明については、自己証明の場合第三者の証明が2名分必要になります。

【問い合わせ先】長崎労働局登録教習機関

長崎県建設技術専門学院本部（TEL095-861-9261）

登録No.025-1（足場）、No.025-3（木建）－有効2024年12月－

② フルハーネス型安全帯使用に関する特別教育

地区	日程	会場	受講料
長崎	令和3年10月10日(日) 午前9時00分～午後4時00分 (受付開始：午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には2,000円の補助あり)
大村	令和3年11月7日(日) 午前9時00分～午後4時00分	建設長崎大村支部 (大村市玖島1-49-2)	

【定員】各25～27名（なお、受講者が15名未満の場合は中止する場合があります）

【受付方法】支部にて随時受付。①受講申請書（実務経験欄の証明が必要）②証明写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）③運転免許証など本人確認ができる証明書の写④受講料を持参し、各支部事務所に提出。学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、提出をお願いします。

【申込期限】長崎：令和3年9月30日(木) 大村：令和3年10月28日(木)

【問い合わせ先】各支部事務所

建設キャリアアップシステム(CCUS)

技能者登録推進キャンペーン！！

詳細型でのCCUS技能者登録申請をおこなった組合員を対象に、申請料を全額補助する期間限定『登録推進キャンペーン』を実施します。

対象期間 令和3年10月～12月末

対象 上記期間内に詳細型での

CCUS技能者登録申請をおこなった組合員各支部窓口で「補助申請書」を記入し、必要書類を添付のうえ申請

必要書類 詳細型での登録申請が確認できる書類（次のいずれか）

①払込受領書《受領印が10／1～12／31の期間であること》

②支払完了画面の写し

補助金額 1人当たり 4,900円
(※60歳以上のインターネット申請の場合は4,400円)

※令和3年10月以前に技能者登録をされた方は本キャンペーン対象外。

※簡略型及び上記期間外に詳細型で技能者登録された方は、2,000円を補助。

※10月より「技能者登録カードの写し」は、登録完了後にカードが発行され次第、支部窓口へご提出いただきます。



建設業退職金共済制度（建退共）の累積剰余金は、新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により減少しており、今後より一層減少することが見込まれています。その一方で、建設労働者の処遇改善を図るため、令和三年十月一日より運用利回りの見直し（三％→一・三％）と掛金日額の改定（三一〇円→二三〇円）を実施します。

(令和3年10月1日より適用)

	現 行	改 定 後
運用利回り	3.0%	1.3%
掛金月額 (1か月)	6,550円	6,760円 (※事務費40円含む)

建設業退職金共済制度における運用利回り及び掛金改定のお知らせ

(令和3年10月1日より適用)

事業所健診、または個人健診による 健診結果の提出をお願い致します

当組合では加入者の医療費や介護費用に負担を抑えるために、特定健診（40才以上）や人間ドックを実施しています。
特に特定健診につきましては、受診者を増やすよう国の指導を受けており、組合では様々な機会や広報を通じて受診勧奨に努めています。
長建国保の加入者で、事業所（職場）・個人健診の受診がお済みの方につきましては、健診結果（写し）をご提供して頂くことで特定健診を受診した事となり、受診率アップにつながりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

■1. 対象となる健診

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)に実施する健診

■2. 対象者

上記1. の期間中に受診された方で当組合に加入している40～74歳の方。

■3. 健診結果の提供方法

令和3年5月中旬頃に特定健診受診券、質問票、茶封筒（返信用封筒）をお送りしております。健診結果と質問票を必ず添えて、返信用封筒（切手不要）にてご郵送下さい。

※事業主様が事業所健診の健診結果をご提供くださる場合は、右記「標準報酬決定通知書提出のお願い」に関するお知らせに同封しております質問票をお一人につき一枚、必ず添えて、返信用封筒にてご郵送ください。また、本件は、法令に基づき行っている為、事業主が健診結果を提供することは法令違反ではありませんので念のため申し添えます。

巡回健診について

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、9月26日(日)【佐世保東支部事務所】までの巡回健診を中止に致しました。現在のところ10月17日(日)【時津北部コミュニティセンター】の巡回健診はお申込み可能ですが、現在のところ未定となっております。改めて中止とさせて頂く場合は、お申込み頂いた方にお葉書にてご案内差し上げます。

健康保険適用除外事業所へ、 標準報酬決定通知書提出のお願い

社会保険適用除外を行っている各事業所が四月～六月の賃金報告を提出した後、年金事務所より各保険料の算定基礎となる「標準報酬決定通知書」が送付されます。長建国保では、厚生労働省及び長崎県の指導により、事業所内における適用除外承認者数の現状把握が義務付けられている為、この「標準報酬決定通知書」の写しを提出して頂くことにより各事業所に従事している従業員名を把握し、資格取得・喪失の確認を実施しております。

各適用除外事業所宛に下記の書類を郵送しておりますので、対象の事業所は内容をご確認の上、「FAX」(095-861-0048)又は「返信用封筒」で長建国保宛にご返送頂きますようお願い致します。

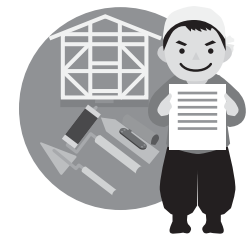
【同封している書類】…8月31日に各事業所へ郵送させて頂いております。

- 算定基礎届に伴う「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書」写しの送付依頼について
- 標準報酬月額決定通知書のサンプル
- 国民健康保険被保険者事業所変更届
※住所等変更があった場合に提出して頂きます
- 「事業所健診の健康診断結果の提出」のお願い
- 質問票（黄色）
- 返信用封筒

就労状況調査票、証明書類の提出をお願いします!! — 加入資格確認調査、ご協力のお願い —

建設業に従事している事を証明 する書類をご提出ください!

建設国保（長建国保）は、建設業に従事する人のみが加入出来る健康保険です。従って、建設業でない方の加入は認められません。長建国保では、厚生労働省の指導に基づき、組合員を対象にした加入資格（職種の再確認を行う為、「就労状況調査」を実施しております。つきましては、3月に、郵送にてお渡し致しました保険証に同封の「組合員就労状況調査票（水色）」と、各位に該当される証明書類（建設業に従事している事）を証明する書類）を各支部の窓口にて提出して頂きます様お願い致します。該当する証明書類（登記簿謄本や確定申告書写し、就労証明書等）にしましては、調査票と同じく保険証に同封の【組合員就労状況調査のご案内】を参照にご用意をお願い致します。その他、この度の調査にしましてご不明な点は、所属する支部、または長建国保までお問い合わせ下さい。



支部にお立ち寄りの際は 常備薬をお受け取り下さい

「常備薬」にしましては、従来、保険証更新時に支部の窓口にてお渡ししておりましたが、昨年に引き続き今年も郵送での更新とさせて頂いた為、例年通り皆様にお配りできていない状況です。家族の資格取得、喪失の手続きや、就労状況調査に関する書類の提出など、所属支部にお立ち寄りの際は忘れずお受け取り頂きますようお願い致します。今回は新型コロナウイルス対策としてマスク、消毒液等もご用意しておりますので、日頃の感染予防対策として是非ご活用下さい。



新型コロナウイルス 感染症に伴う保険料 の減免措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当される場合は、長建国保の保険料（令和三年度分）の減免措置を受けることができます。減免を受けようとする場合は、所定の申請書に医師の診断書、又は死亡診断書が必要です。詳細につきましては、所属支部又は長建国保までお問い合わせ下さい。

□組合員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより重篤な傷病を負った場合
※「重篤な傷病」とは一カ月以上の治療を要する場合です。

□新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡した世帯

※但し、新型コロナウイルス感染症により組合員ご本人が死亡した場合は減免の対象にはなりません。